

令和7年第6回江北町議会（定例会）会議録										
招 集 年 月 日	令和7年9月8日									
招 集 場 所	江 北 町 議 場									
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	令 和 7 年 9 月 10 日 午前9時00分 令 和 7 年 9 月 10 日 午前11時52分					議長 井上 敏文			
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 9名 欠席 1名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名		出欠	議 席 番 号	氏 名		出欠		
	1	酒 井 明 子		○	6	土 渕 茂 勝		○		
	2	古 賀 里 美		○	7	池 田 和 幸		×		
	3	田 村 康		○	8	西 原 好 文		○		
	4	江 頭 義 彦		○	9	田 中 宏 之		○		
	5	三 苫 紀美子		○	10	井 上 敏 文		○		
会議録署名議員	8 番	西 原 好 文		9 番	田 中 宏 之		1 番	酒 井 明 子		
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔		○	健康福祉課長		松 田 佳世子		○	
	副 町 長	山 下 宗 人		○	地域づくり課長		宮 本 大 樹		○	
	教 育 長	吉 田 功		○	農業委員会事務局長		本 村 健一郎		○	
	総務政策課長	山 中 博 代		○	会 計 室 長		山 崎 久 年		○	
	町民生活課長	吉 原 和 彦		○	こども教育課長		坂 元 弘 睦		○	
	町民生活課参事	武 富 和 隆		○						
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	大 島 浩 二								
	書 記	百 武 久美子								
議 事 日 程	別紙のとおり									
会議に付した事件	別紙のとおり									
会 議 の 経 過	別紙のとおり									

議 事 日 程 表

▽令和 7 年 9 月10日

日程第 1 一般質問

一 般 質 問 （ 令 和 7 年 9 月 定 例 会 ）

氏 名	件 名 （要 旨）
田 中 宏 之	1. 県道多久江北線バイパス整備の懸案事項について 2. 門前地区町道安坂線の復旧は 3. 佐留志新堤堤防道路のひび割れについて
酒 井 明 子	1. 「こうほく地域ふれあいこども食堂」への支援を求む 2. 新築集合住宅に対するごみステーション設置基準の策定を求む

日程第 2 議案第33号 江北町職員の育児休業等に関する条例及び江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 3 議案第34号 江北町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第35号 江北町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第36号 江北町税条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第37号 ネイブル空調設備設置工事請負契約の締結について

日程第 7 議案第38号 令和 7 年度江北町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 8 議案第39号 令和 7 年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第40号 令和 7 年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第10 議案第41号 令和 7 年度江北町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第11 議案第42号 令和 6 年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第43号 令和 6 年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 議案第44号 令和 6 年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認

定について

日程第14 議案第45号 令和6年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第15 議案第46号 令和6年度江北町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定
について

午前9時 開議

○井上敏文議長

おはようございます。ただいまの出席議員は9名で、議員定数の半数に達しております。よって、令和7年第6回江北町議会定例会会期3日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期の日程により、本日は一般質問に引き続き、総括審議、委員会付託となっております。

日程第1 一般質問

○井上敏文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、会期2日目に引き続き、質問表の順序に従い発言を許可いたします。

9番田中宏之議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○田中宏之議員

おはようございます。9番田中宏之でございます。ただいま議長より登壇の許可を得ましたので、質問をしていきたいと思っております。

昨日から大変な雨です。しかし、最近はこういったひどい雨が降るのも当たり前と思って心構えをしていかなきゃいけないと思っております。私の質問も、こういった大雨に関する質問だということで思っていただければ結構だと思います。

それでは、通告書に従いまして、1問目、県道多久～江北線バイパス整備の懸案事項について。

県道多久～江北線の新規バイパス整備についての地元説明会が5月に開催され、いよいよ工事着工となります。工事着工後は、既に整備されている町道門前～観音下線と接続し、県道として利用されることになります。

そこで、質問ですが、町道として既に整備された道路と今回県道として整備される道路が一本の道路としてつながれば、交通量の増加、大型車両の通行等が予想されますが、既に町道として整備されていた区間に構造的な問題は生じないでしょうか。答弁をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

おはようございます。ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

県道多久～江北線、構造的な問題が生じないかということであります。

道路規格につきましては、町道として既に整備をした区間、県がこれから整備をする区間、いずれも第3種第2級という規格になります。これは具体的には、計画交通量1日4,000台以上ということでの規格であります。

また、舗装構成につきましても、表層アスファルト5センチ、基礎アスファルト5センチ、上層路盤15センチ、下層路盤15センチということで、路床につきましては町道整備区間と同じく軟弱地盤の対策を実施されるということで、規格としては全く同じ構成になるということとあります。

以上です。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

再質問に入る前に、写真をちょっと見ていただきたいと思います。

（パワーポイントを使用）ここにおられる皆さん方はどこにどういうふうに通るといことは御存じだと思いますけど、町民の皆さん方にお知らせする意味でも、ちょっと写真を見ていただきたいと思います。

それでは、写真を見ながら説明をしていきます。

ここが既に開発しています町道ですね。元の魚市場のほうから撮った写真です。これが北のほうにずっと伸長されるということです。これも南のほうから撮って、小田に通じる道ですけど、ここから先が新しく今度県道として新設されるところです。これは反対側、北側から撮ったところですね。ここにずっと新しい県道が建設をされるわけです。これも途中から撮ったやつですけど、この先にずっと、北のほうに伸長されるわけですね。ここが門前の入

り口のところ、今三差路ですけど、ここが四差路になる予定だと聞いております。ここも一緒ですね。

では、先ほど課長のほうから、県道として町道と何ら変わらない基準にしているということでした。

私がちょっと気になったのが、この前説明会に行ったとき、県のほうの説明で、今度造るところは9メートルぐらいの軟弱地盤ということを知りました。それで、その間、9メートルまでは土壌改良をして新しい道路を造るということでした。既に開通しております町道もそういった改良はなされているのか、その辺が分かればお答えください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田中議員の御質問にお答えします。

町道門前～観音下線につきましては、路床の部分については軟弱地盤の対策を実施しているということであります。工法としては、HC複合安定処理ということでされているということです。

以上であります。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

では、何ら変わらない地盤処理はしているということでもいいですかね。今度できる県道と一緒に、そういう考えですね。——分かりました。

それでは、特別、今回新しくできる県道と接続しても、交通量が増えても、大型車が通っても、何ら問題は生じないということでもいいですね。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。一般質問2日目、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今回、田中議員からは、県道多久～江北線バイパス事業に伴う御質問をいただきました。

いよいよ工事着手も視野に入ってきたということで、大変感慨深い思いがあります。というのも、御存じのとおり、現道の町道門前～観音下線は町の事業として実施をされました。ちょうど就任当初に完成をいたしまして、その次には、引き続き町の事業として門前～観音下線の延伸を予定しておりますということでありました。ところが、事業費で計算をしますと、仮に現在県で進めていただいている事業を予定どおり町で実施するとなると、事業費でいくと25年ぐらいかかりそうなぐらいの事業費でありましたし、何よりも町の財政負担は大変大きいということが分かりました。そういう中で少し発想を変えて、今、県道の多久～江北線が通っているわけですが、これのバイパスという位置づけができれば、県のほうで事業を実施していただくということができないだろうかということで、それこそ議会の皆様方と一緒に期成会を結成して、幾度となく県のほうにも働きかけをさせていただいたところであります。

正直、そうした方針転換は一つ大きな判断だったと思います。というのは、一度町の事業で始めたものを一回中断してしまうと、万が一、また町でやらなければいけないとなったときに、いろんな補助がもらえないんですよ。そういう意味では、退路を断った形ではありましたけれども、県への働きかけが実って、こうやって県道事業として進められることは大変ありがたいことですし、議会の皆様方にも改めて感謝を申し上げるところであります。

先ほど構造上においては、仮に現在の町道と新しくできる県道が接続されても支障はないということで課長のほうから答弁いたしましたけれども、今度は交通規制関係では幾つか宿題が残っているかなというふうに思っております。

というのも、今のでいうと、朝鍋宿から古賀小児科に向かう道路がありますけれども、現在三差路になっていまして、町道のほうが一旦停止をするということになっています。ところが、今度それが真っすぐ門前のほうに突き抜けるわけですが、だから、こちらのほうが県道になるんですよ。そうなったときにどちらが優先をするのかどうなのかということであるとか、あとは、今、それこそ石倉県議の御自宅の前の下の道が今の県道多久～江北線なんですけれども、それとタッチをするわけです。そのタッチの仕方というんですかね、これも一つ、これから規制の関係としてはまだ課題があると。課題というか、解決しないといけないところがあるということでもあります。

先日は地権者説明会をしまして、それ以外にも、やはり町道門前～観音下線の事業を実施した後にはいろいろ出てきた問題というのもあります。例えば、水の流れが変わるとかですね。

そういうところは、そういう反省も踏まえて、今回県のほうで実施をしていただくもんですから、これからもハード、ソフト両面、町としてもしっかりコミットして、また、県のほうにも必要があればいろんな働きかけをして、円滑な、そして、住民の皆さんに喜ばれる事業として進められるようにしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

今、町長が申されたとおり、発想の転換は非常によかったと思います。それは私もそう思っております。

では、次の質問に入る前に、もう一度画面を切り替えてもらっていいですか。

（パワーポイントを使用）今ちょっと町長も申ししていました水の流れですね。実は、この水路の左側になりますね、ガードレールが、このところずっと県道が新しくできるわけですよ。これは6月議会でも私申しましたけど、ちょうどここが古川につながる水門でございます。ここがやっぱりどうしても狭いんですよ。6月も言いましたけど、その改良をできないものかと、県のほうにお願いできないものかと言ったところでございます。

それでは、次の質問に入りますけど、先ほど画面を見ていただいたように、この前、6月議会ของときも申しましたけど、水路の横に幅11.5メートルの約1キロの道路が今度新しくできるわけですよ。そこに降った水は、先ほどお見せいたしました水路に流すような計画でございました。そこで、昨夜からひどい雨が降っていますが、こういった雨が降ったとき、一度にこの水路に流れてしまうわけですよ。今の状態では、田んぼでもっているような状態、いわゆる田んぼダムですね、そういった機能も果たしておりますけど、今度新しくできた場合は、水が一度にその水路に流れてしまうわけですよ。

ですから、この水門をもう少し広くして、スムーズに古川のほうに排水できるようなことを県のほうに要望してみてもということはこの前も申ししておりましたが、その辺、何か進捗しておりますかね。答弁をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど御指摘のあった水路については、今後も県のほうと打合せ等を行いますので、県のほうにはしっかり要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど申し上げましたとおり、構造上は問題ないにしても、やはり今回道路が整備されるということで水の流れが変わるということは我々も認識をしております。また、その流末というんですか、としての対策として、先ほどのところの改良ができないかという御要望があっているのも存じ上げております。

もちろん、できることできないことありますけれども、絶対できないことと、できるかもしれないことというのはまた違うんじゃないかと思います。先ほど御紹介した期成会は、議会の皆様方と私ども執行部と一緒に結成をしたわけですが、石倉県議にも顧問に就任をいただいております。取りも直さず、今回は県の事業ということでありますものですから、ぜひ石倉県議にもお力添えをいただいて、可能な限り実施をしていただくよう、また働きかけをしていきたいと思っております。

以上です。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

それはよろしくお願ひしたいと思います。

この前の説明会で、先ほど見せました水路に水門が2か所あります。その付け替えも県のほうで今度するというふうな説明も聞いております。ですから、今度、この水門も何とかできないかということを強く要望していただきたいと思います。県のほうも説明会では、この道路を新しく造ったために何か弊害が起きるようだったら何とか対処をしなくてはならないというふうな答弁もしておりましたので、ぜひともお願ひしたいと思います。

ここで、先ほど申しましたように、幅11.5メートル、約1キロの長さの道ができたら、水門から上は一度に雨が降ったら間違いなく浸水すると。これは火を見るよりも明らかなんです。

すよね。その辺をしっかりと県のほうとも交渉していただきたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

もちろん執行部としてもいたしますが、先ほどから御紹介しておりますとおり、議会の皆さん方と一緒に期成会も結成をしております。場合によっては、例えば、期成会でそういう事業計画の説明を受けるという場もあっていいのではないかというふうに思っておりますものですから、そこについては調整をしてみたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

ぜひそういう場をつくっていただきますことをお願いします。議会としても全面的に協力をいたしますので、よろしくお願いします。

では、次の質問に参りますけど、この前、7月31日ですかね、地権者の説明会がありました。そのときもいろんな意見が出ておりました。

今回新しく造る県道は、先ほど申しましたように、幅11.5メートル、長さ約1キロの道路でございます。ただ、これを造るため、やはり作業道路といいますかね、それを今度造らないといけないし、また、表土を剥いでその置場も造らないといけない。ですから、できる道路は11.5メートルですけど、約3倍の面積がいるんじゃないかと思いますが、道路を造るのに関連する地権者の皆さんの戸数というか、数は分かりますか。これは県の事業ですからなかなか難しいと思いますけど。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田中議員の御質問にお答えします。

先日行われた地権者説明会でありますけれども、声をかけられた地権者は分母が35名ということでございました。そのうち、21名が前回の地権者説明会に参加をされているということとであります。

以上です。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

35名が関連する地権者ですね。分かりました。

その説明会のときも地権者の方から御意見が出ていましたけど、田んぼがちょうど合い中で、残りがちょっとだけとかなったりした場合は、なかなか公共事業というのはここまでとしかやっぱりなかなか借りようとしなないわけですね。ですから、その辺は融通を利かせて県のほうもしてくれるようお願いを、町のほうからもしっかりと地権者のサポートをしていただきたいと思いますので、その辺よろしくをお願いします。

それでは、多久～江北線、最後の質問でございますけど、このことは同僚議員も言っていましたけど、表土を剥ぐわけですよ、この広い面積の表土を剥ぐわけ。この表土を町でどこかにストックしておいて、今後、あぜとか高低差がある田んぼとかに利用できるようにしとったらどうかなと。これは同僚議員も言っていましたけど、公共事業で出る表土はもったいないから町で何とか有効利用できるようにしてみてもどうかということをやっていたんですけど、その辺の考えはどうなっていますか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

幾つかいろんな条件があるんだろうと思います。ですから、そういう条件も含めて、ぜひ可能な限り有効活用できるように、また県とも調整をしてみたいと思います。言ってみれば、地産地消という言葉もありますし、町から出た土ですから、町でどこかで使うということはあっていいんじゃないかというふうに思いますが、例えば安全上とか、いろいろ先ほど申し上げたような条件があるんだろうと思います。ですから、そこは調整をさせていただきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

ぜひとも前向きにそれはストックをしていただきたいと思います。町長が申しているように、安全上、江北町の土はなかなか優れているんですね。例えば、隣町の白石町とか大町町から搬入した場合、よく問題になるのがジャンボタニシ、あれが混じっているんですね。ですから、そういったことを考えたら、やはり町内の補修等に使える土は確保していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、2問目に参ります。

門前地区町道安坂線の復旧は。

8月9日から続いた大雨の影響で、門前地区内のミカン山に通じる町道安坂線の中腹付近で一部の山肌が崩落し、岩山がむき出しとなり、現在は通行止めとなっております。この路線は、門前地区の皆さん、ミカン農家の方にとって最も利用頻度の高い重要な道路です。早期復旧についての町の考えは。よろしくお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田中議員の御質問にお答えします。

町道安坂線早期復旧、町の考えということであります。

まず、これまでの経過について若干御説明をしたいと思います。町道安坂線の落石につきましては、6月15日に門前地区の住民の方から落石の連絡がございました。その後、6月18日に専門業者と現地立会をし、応急工事の対応方法、それから、概算費用の算出を依頼して、補正予算での対応を当初考えておりました。

ところが、8月9日から11日にかけての大雨で、露出している岩にひびが入って広がっているという変化が見られましたので、町道の通行止めを行ったところであります。工事につきましては、既存の予算、予算科目でいうと道路の維持管理費というところに予算がございまして、この予算で対応することといたしました。既に業者との契約を9月4日に行っておりまして、工事着手を本日9月10日、工事完了を9月12日に予定しております。通行止め解除についても9月12日に行う予定であります。

以上です。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

なかなか素早い対応、本当にありがとうございます。

再質問に入る前に、もう一度画面を見ていただきたいと思います。

（パワーポイントを使用）私が連絡を受けたのがお盆参りをしているときですかね、ちょっと見に来てくれんかということで早速出かけてみました。そのときは既に通行止めとなっておりまして。私、恥ずかしながら、ここの山道が町道ということを今まで知らなかったんですよね。ここも町道かということで、そのとき初めて知らされたわけでございますけど。こういうふう到现在通行止めになっております。ここをずっと上のほうに上っていくと、こういうふうにとちょっと落石がしてございました。これは多分、8月9日が雨だったから、お盆、13日ぐらいかな、行ってみたところですよ。こういった大きい石も落ちてございました。

それから、先ほど課長が申しましたとおり、こういったところにひびが入っているわけですよ。これがやっぱり心配なんです。これは道のすぐ真上なんですよね。ですから、やっぱり今までもちょっとした雨が降ったら、ぱらぱらと落ちてくるようなことはおっしゃってございました。今こういったふうに入っているわけですね。その辺がやっぱり心配なんです。これはちょうど現場から下を見た、門前地区を見たところでございますけど。

それから、これはその近くの町道安坂線ですけど、こういったふうに路肩にひびも入っているわけですね。こういったこともあっております。これなんか大変ひどいですね。ここをやっぱり秋、ミカンを積んだトラックが通ったりすれば、なかなかこれは危険じゃないかと思います。

それから、聞いたところによりますと、ここの道を朝の通勤道路に使っておられる方もいるそうですね。ですから、その辺も通っている方には告知というか、しっかりしていただいて、安全対策は取っていただきたいと思います。

先ほど課長、工事を発注すると申しましたが、こういった内容の工事になるのか、お知らせできますか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田中議員の御質問にお答えします。

工事の内容ということでございますけれども、2種類の工事を行う予定であります。まず、

ワイヤーロープ工といいまして、露出している岩にワイヤーロープをかけて施工するというのが1つ。

それから、防護網を岩の周囲に施工するという事で、大きさについては、岩の周囲32メートル掛け20メートルです。横が32メートル、高さが20メートルにかけて施工して岩の崩落を防ぐということでもあります。

以上です。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

そしたら、今写真を見せましたが、亀裂が入っている岩、ああいったものは特別取り除かなくて網をかけると、そういう感じですかね。そういった工事になるわけですかね。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

御質問にお答えいたします。

既に石として落ちているものについては清掃いたします。ただ、岩のほうに残っている部分につきましては、それを取ることでまた新たな崩落が発生する可能性がありますので、網のほうで覆うという形でやるということでもあります。

以上です。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

工事内容は大体分かりました。

以前からああいうふうにはばらばら落ちているわけですよね。そこの地盤の調査とか、そういったものは全然行う予定はありませんか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

御質問にお答えいたします。

地盤調査等は現在計画をしておりますけれども、今後も工事後の経過観察については随時していきたいというふうに考えております。

以上です。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

実は私も大雨の終わった後にちょっと見に行きましたけど、御心配のとおり、ここだけというよりも、この周辺の、言ってみれば、岩の質があるもんだから、一回こういうことが発生すれば、またあるんじゃないかという御心配だと思います。

今回の工事は、応急の工事ということでやらさせていただきます。ただ、今、課長が申し上げたとおり、掘ったらそれがまたかえってというようなことになるんですよね。それで、町としても経過観察はいたします。

それともう一つ、通行止めは解除しますけれども、やはり注意喚起ということはしなければいけなだろうと。よくありますよね、落石注意とか。そういう注意喚起ということはさせていただいた上で、繰り返しになりますけれども、経過観察で、今回は前区長から実は通報いただきました。今回の工事の内容についても、前区長、それと現区長についてもお話をさせていただいております、そうした経過観察であるとか注意喚起ということも含めて御説明はさせていただいております。

これから下旬、いよいよミカンも収穫期に入りますので、まずはそれに間に合わせて通行止めが解除できればということでやらさせていただきましたので、当然町としては引き続き要注意という姿勢で臨みたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

そうですね、町長がおっしゃるとおり、緊急的な措置ですね。確かに町長も課長もおっしゃるとおり、しっかりとあそこの岩盤の経過、その辺は注意をしておいていただきたいと思います。

では、3 番目の質問に参ります。

佐留志新堤堤防道路のひび割れについて。

8月中旬頃、佐留志新堤の水量を確認するために現地を訪れた際、堤防東側の道路上部に南北20メートルほどの亀裂を見つけました。堤の水量は大雨の影響で満水に近い水位でした。いつこの亀裂ができたのかは不明ですが、現状のままで問題はないでしょうか。町の考えをお聞かせください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

御質問にお答えします。

佐留志堤堤防道路のひび割れ、町の考えはということであります。

佐留志新堤につきましては、令和4年3月に劣化診断を行っております。その結果につきましては、天端——堤防道路のところの状況として、アスファルト舗装をして生活道路の一部として利用されているため、経年劣化とか荷重によってひび割れや沈下が見られると。ただし、盛土材料の深部には至っていないために、経過観察をすべしということになっておりました。

また、一般質問を受けまして、ため池保全管理サポートセンター、これは県の土地改良事業団体連合会にございますけれども、そこに相談をいたしました。それで、8月27日に現地の確認を行っていただいております。天端におけるひび割れ、沈下の要因としては、経年劣化による堤体の土の部分的な沈下、それから、車両が通行する際の荷重による沈下が推察をされるということで、アスファルト舗装の一部のひび割れ、沈下は見られるけれども、ため池堤体の構造的には問題がないという判断でございました。

ということで、この区間の道路舗装につきましては現在計画はありませんけれども、ほかの道路状況等も考慮して、優先順位をつけて順次実施していきたいと考えております。

以上です。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

課長の答弁を聞いて安心しました。大丈夫ということですね。経年劣化ということで、堤防自体は大丈夫ということですね。分かりました。

せつかくですから、堤の写真も撮っていますので、最後にこれを見ていただきたいと思います。画面を切り替えてください。

(パワーポイントを使用) これが堤防東側の道路の上ですね。ずっと20メートルぐらい、真ん中から東側にかけてこういうふうにひびがしているわけですね。今、課長の答弁では経年劣化で別に堤防自体には問題ないということでございますので安心はしましたけど、深いところはこういったふうに結構なっているわけですね。これが当時行ったときの満水状態、これはいっぱい入っているわけですね、堤防、新堤ですね。この堤防の裏側、この辺、一番奥になりますけど、この辺もちょっと行ってみましたけど、この辺は特別問題なかったようでした。やっぱり先ほど申しました東側の道、ここになりますけど、私が心配したのは、すぐ近くに介護施設があります。もし堤防が決壊でもしたら大変なことになるなと思ってです。この辺を調べてみたら、堤防が決壊したら3メートルぐらい浸水するようになっていますね。ですから、ちょっと心配して今回質問をしたわけですけど。

これも反対側から、北側から撮った写真ですけど、ちょうどここがずっとひびが入っていたわけですね。ですから、この辺が決壊したら大変だなということで質問いたしましたけど、いろいろ県のほうにもお伺いを立てて、心配ないという課長の答弁でございますので、安心をいたしました。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私が心配があるのはなんなんですけど、診断としては経過観察ということなものですから、現状大丈夫だということなんです。健康診断と同じだと考えれば、経過観察と言われて、半分喜び、半分これから注意しないといけないなということでありますので、先ほど田中議員がおっしゃったように、きちんと経過観察もさせていただいておりますし、専門的な意見も受けてやっておりますというふうに思っていたらいいかなと思います。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

今回の件についても、なかなか早めの対応ができていると私も思っております。ただ、今、町長がおっしゃるとおり、やはりどこの施設にしても結構老朽化が始まっておりますので、

今後もしっかりと経過観察というか、そういった点はしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○井上敏文議長

9 番田中宏之議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開 9 時55分。

午前 9 時44分 休憩

午前 9 時55分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

1 番酒井明子議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○酒井明子議員

おはようございます。1 番酒井明子、通告に従いまして一般質問させていただきます。

「こうほく地域ふれあいこども食堂」への支援を求めます。

江北町女性ネットワークの会は、2002年発足以来、現在15団体150名を超える地域の女性たちが主体となり、環境美化活動や地域ふれあいこども食堂、男女共生社会を目指して、江北町の女性の積極的社会参加を促すとともに、行政への関心を高めるために、町民の生活に密着した活動を女性目線で継続的に行っておられます。

特に近年では、災害時の避難所運営訓練や在住外国人との交流、SAGA2024国スポ花いっぱい運動など、行政と連携した取組も増えており、町の施策を補完する重要な役割を担われています。特に、地域ふれあいこども食堂は、貧困対策としての食事の提供だけでなく、子供の居場所づくり、また、子供から高齢者までが集える幅広い世代の交流の場として、町の子供たちを地域社会全体で支えるという意味ですばらしい取組をされています。

こうした活動を持続可能なものとするためには、町からの財政的、制度的支援が不可欠です。町民の声を反映した草の根の活動を行政がどのように評価し、支援していくのかを問いたいと思います。

1 問目、町は江北町女性ネットワークの会の活動内容をどのように把握しているのか。活動報告の受け取りや定期的な意見交換の場は設けられているのか、お答え願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

酒井議員の御質問にお答えします。

活動内容の把握、活動報告の受け取り、定期的な意見交換の場ということでの御質問であります。

江北町女性ネットワークの会の活動内容の把握としては、こども食堂、花壇の除草、清掃活動の実施、男女共同参画セミナーの開催、また、国スポやビッキーふれあいの日などの町の取組への協力、多文化共生、これは外国人の方との協力ですね。それから、原子力防災訓練での炊き出し、これは県の取組への協力もされております。

このように、多岐にわたって様々な場面で活動されていると把握をいたしております。

活動報告につきましては、町の三役、関係課長が毎年総会のほうに参加させていただいておりますし、また、男女共同参画推進支援事業補助金、それから、地域福祉基金事業の実績報告ということで、会のほうから御提出をいただいております。

次に、意見交換につきましては、来庁された際には、いろんな御相談もお受けしますし、毎年、町長が出前講座のほうに出向いております。今年は9月27日の土曜日に行われる予定であります。今日は、議会傍聴のほうにも多くの女性ネットワークの会員さんがお越しいただいております。町政への御協力に心より感謝を申し上げます。

以上であります。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございました。多大なる貢献をされていることを、やはりきちんと把握なさっていることが分かりました。引き続き同会が実施しているこうほく地域ふれあいこども食堂の事業が、町の施策にどのように貢献していると評価されているか、お答え願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

御質問にお答えします。

こども食堂が、町の施策にどのように貢献していると評価されているのかということでございますけれども、評価というと大変おこがましく申し上げにくいのはございますが、私

の受け止めとして答弁をさせていただきたいと思います。

こども食堂につきましては、子供たちの居場所づくり、地域活性化の取組として、令和元年から継続して実施をされております。途中、コロナ禍で開催できない時期もございましたけれども、これまで21回開催をされまして、最近は男性の方のお手伝いとか、外国の方も調理場のほうに入られて、お手伝いをされておられる場面が見られます。

また、高齢者を対象としたみんなの食堂も開催をされておりまして、このときはみんなの公園のほうで実施をいたしましたけれども、初めて公園に来たという高齢者の方も多く見受けられました。このような形で、地域間、世代間、多文化、様々な交流が生まれております。女性ネットワークという組織の特色を生かした地域づくりを実現されている、このように私は受け止めております。

以上です。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございました。このまま画面のほうをお願いします。

(パワーポイントを使用) こちらは植栽活動の写真になります。ネイブルの前のひふみ通りをはじめ、役場、みんなの公園など各所、マリーゴールドが今は花がきれいに咲いております。暑い日も寒い日も、皆さんがこつこつと手入れをしてくださり、美しい季節の花が咲き誇っております。単に花を植えただけではなく、地域に活気を、安らぎをもたらしてくださっています。日々の活動の写真をしばらく見ていただきたいと思います。

次の写真は、SAGA2024、先ほど課長からも説明がありましたけれども、国スポ・全障スポに向けて、教育委員会の方々とともに花いっぱい運動として関わられ、町全体を明るく華やかにしてくださいました。住民が一丸となって花植えをし、育てる等おもてなしの活動をされました。当日は10月の3日間、成年女子ソフトボール、中学校で行われた無料ドリンクコーナーで、ほかの団体とともにおもてなしをされました。

そして、こちらが地域ふれあいこども食堂、調理の様子です。第21回目を迎えられています。老若男女の多くの方々が集い、愛情あふれる食の提供と、いつも笑顔で迎えられてくださり、頑張りに胸が熱くなります。

そのほか、先ほどもお話ありましたが、写真はありませんが、江北町にお住まいの65歳以

上の方に向けての、みんなきんしゃいこうほく食堂も開催されて、みんなの公園でやはり一番心に残ったのは、町外から移り住んでこられた方たち、子育てに孤独感を感じておられる方々など、家族以外の機会を提供していただけるというとても、特に、高齢者の方々へも食堂を通してみんなの公園でしていただいたので、ふだんはどちらかというと子供たちが多い公園ですけれども、家族連れも多いんですけれども、そのときは本当に、いわゆる高齢者の方々が、芝生に思い思いに座ってお弁当を食べたりしてくださって、その光景というのはとてもみんなの公園になったかなというふうに変感動しましたということも、町長以前おっしゃっていたと思います。

では、引き続き3問目の質問をさせていただきます。

現在、町からの財政的支援（補助金・助成金）など、人的支援（職員の派遣・協力など）は具体的にどのような形で行われているか、お答え願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

御質問にお答えします。

財政支援、人的支援、どのような形で行われているかということであります。

まず、町の財政支援について御説明いたします。

町の財政支援としては、男女共同参画推進支援補助金として8万円、それから、地域福祉事業として30万円交付をいたしております。

そのほかには、こども食堂の参加者から協賛金を取られておることと、社会福祉協議会からも協賛金、さが未来応援基金、J A・日本生命などの民間事業の活用、それから、国庫事業としては、プラットフォーム整備事業補助金などを活用されているということでもあります。

食材の寄附につきましては、女性ネットワークの会員の方々や町内の農業者、それから、町内企業など、多数の寄附を頂かれているということでもあります。

次に、人的支援としては、地域づくり課職員が毎回ボランティアとして参加をさせていただいているということでもあります。

以上です。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございました。詳しく説明ありがとうございます。

主に調理はふれあい交流センターネイブルでされております。当該施設は指定避難所でもあり、また、原発事故時の避難所に位置づけられております。避難された方への食事提供も担う会と認識しております。町の考えをお答え願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

御質問にお答えいたします。

避難された方への食事提供も担う会との認識、町の考えはということでございますけれども、女性ネットワークの会が避難された方の食事提供も担う会という認識はございません。と申しますのも、女性ネットワークの会員自身が避難者になる可能性もあるということであります。

令和5年の10月に、県・唐津市が主催する原子力防災訓練が開催されましたけれども、このときは、唐津市の鎮西地区から約100人、ネイブルのほうに避難訓練で来られたということで、そのときの炊き出しを女性ネットワークの会に御協力をいただいております。

しかしながら、平成28年の鳥インフルエンザの際は、J A女性部が炊き出しを行われております。

また、令和元年、3年の豪雨の際に、おにぎりを提供いたしましたけれども、このときは町内の飲食店のほうに依頼をいたしております。また、町のほうではレトルト食品等の備蓄もあるということで、避難の状況や場面に応じて食事の提供の担い手も変わってくるのではないかというふうに考えているところであります。

以上です。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございました。避難時の担う会と認識されていないのがちょっと。以前、町長の言葉で、災害時の観点として、やはり一定の食事が整備できる場所の位置づけが必要とい

う中で、2年半前の回答なんですけれども、同じ内容で以前議員が質問をされた中に、避難所が開設された場合に、女性ネットワークの方たちが大きな役割を果たしてくださる。そこで気持ちが落ちた——落ちたというか、納得がいくというお言葉があったと思うんですけれども、それで、私もちょっと書かせていただきました。

あと、避難所に関しては、やはり日頃からこうやってこども食堂をされている中で、ふだんは子供たちへの食事の提供や居場所づくり、地域の住民交流としての拠点の機能があるかもしれません。しかし、その役割は防災にも本当に広がっており、災害時の重要な役割を果たされている、日頃からですね。注目を浴び、そういう考え方からもこども食堂というのを位置づけているところも増えております。

あと、地域のつながり、やはり日頃からこうやって活動されていることで、子供たち、保護者、そして、高齢者の方々、ボランティアの方々とのつながりがあることで、多様な人々との日常的な集まりをされている。この日頃からの緩やかなつながりがとても災害のときには共助として、基盤となる活動をされておりますので。

あと、食のノウハウですね、もともとこうやって食材を周りから調整、調達、調理されているわけで、地域の方々とのつながりがあってされています。炊き出しも迅速にそういった場合には動いてくださる人材として認識をしてくださっていると思っておりました。居場所についての機能としても、ふだんやっぱり接してくださっているからこそ、あっ、こども食堂のおばちゃんたちだっという子供たちの認識、心のケアにもやっぱり避難時にはなりますので、もちろん町全体が被災した場合には、避難者になられることもありますけれども、そういった気持ちで動いてくださっているというのは認識していただきたいと思いました。

では次に、5番目、同会の活動をより充実させ、持続可能なものとするために、町による新たな支援策の検討を求めます。まずは調理器具の保管庫、早急な設置を要望いたします。お願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、酒井議員からは、江北町女性ネットワークの会について御質問をいただきました。

先ほど議員からも御紹介がありましたし、担当課長が申し上げましたとおり、女性ネットワークの会の皆様方には、町政の本当にいろんな分野に御協力をいただいております。

昨日、今年度発表された住み心地ランキング、2年連続2位というふうなことが江頭議員のほうからも御紹介いただきましたけれども、こうした江北町の住み心地というんですかね、満足度の向上にも大変御貢献をいただいておりますし、先ほど御紹介いただいた言葉では足りないぐらい、何かの言葉では簡単には申し上げられないぐらい町としても本当に感謝を申し上げますし、少し言い過ぎるかもしれませんが、私自身、もし私が政治家だとすれば、1人の政治家としても女性ネットワークの皆さん方には本当にいろんな形で御協力もいただいておりますし、支援というふうな言葉はふさわしくないんじゃないかと思うぐらい、これまで私自身は二人三脚と言ってもいいぐらい、女性ネットワークの皆さん方と一緒に——と言うと何かほかの方は違うみたいに聞こえますけれども、——と思ってもいいぐらい、女性ネットワークの皆さん方とともに、これまでのまちづくりを進めてきたつもりであります。

今回、通告をいただいて、実は一番違和感を感じたのは、今回の御質問について、女性ネットワーク皆さん御自身が望んでおられることなんだろうかということを正直思いました。酒井議員は酒井議員として見ておられて、多分こういうことが必要なんじゃないかということとで御質問に及ばれたんだというふうに思いますけれども、私自身からすると、何か親しい家族から弁護士を通じて何か言われているような感じがしてですね。というのも、先ほどいろいろ関係のことについてもお話しいただきましたけど、公式だけではなくて非公式にも女性ネットワークの皆さん方とはいろんな意見交換、情報共有をさせていただいておるものですから、今回、御質問をいただいたようなことについても、そういう御要望をお持ちであるということは十分承知しておりますが、江北町でいろんなまちづくりに貢献いただいている団体は女性ネットワークの会だけではありません。いろんなグループや団体が、まさに昨日も申し上げたように、江北町の総合力で住み心地が上がってきているわけであります。

そういう中で、なかなかやっぱりこういった御質問をいただいて、女性ネットワークのこれに支援をとということに、はい、はい、支援をしますと。やっぱりほかの団体のこともありますし、もちろんそうした支援も大事ですけども、町としてもいろんな課題があって、優先順位をつけながらやっておるところであります。

ですから、そういう御要望があるということも存じ上げております。というのも、先ほど御紹介いただいたように、渕上前議員が御質問になりました。ところがですね、少し視点が違うんですよ、視点が。今回、女性ネットワークの会のために調理倉庫を設置したらという

御質問なんじゃないかなと思うんですけれども、渚上議員が御質問いただいたのは、もちろんそうした御要望があるのは御存じだった上で、渚上議員は大変防災、安全・安心には高い見識を持っておられました。そういう町の危機管理の中で、そういう食事を準備できるような場所が必要なんじゃないかという御質問をいただいたんですよね。ですから、それについては必要性は感じるということを申し上げたわけでありまして、先ほど幾つか御質問の中で、個別に申し上げますと、財政的な支援、人的な支援、派遣というのはどういう意味で派遣と言われているのか分かりませんが、実は、ほかの団体でそういう団体もあったんです。役場で職員を採用して、うちの団体のために働かせてくれないかみたいな、だっていいことしてるんだからって言われるんですけど、でもそれだったらですよ、我々役所がやっているのと何が違うだろうかというふうに思うわけでありまして。やっぱり役所だけではなくていろんな団体がそれぞれの立場から、やはり町を盛り上げていくということが大事なわけでありまして、この職員の派遣というのがどういう意味かが分かりませんが、例えば、先ほどあったように、ネットワークの会の総会にも、また講演会にも職員は自主的に行ってくれていますし、例えば、こども食堂なんかは、地域づくり課は職員ほぼ総出のようにですね、自分たちの、それこそ町の事業であるかのように一緒にやらせていただいているという気持ちであります。

ですから、そういう中での助成をさらにというのがどういうところなのか分かりませんが、1つ問題意識としてあるのは、これは監査委員からも指摘を受けました。毎年毎年いろんな団体に江北町は助成をしているけれども、大分当初からメンバーの数が減ったような団体がありませんかと。そういうところに金額は同じように支援をするのは適切ですかというのは、実は監査委員から指摘をいただいています。ですから、もうメンバーはぐっと減ったのに、補助金額は変わらないというような団体があったりとか、もう本当にいろんな事業に取り組んでいただいて、会員数は増えているのに定額でそのままと、それは問題意識があるものですから、ただ、それは女性ネットワークの話だけではなくて、町がいろんな形で財政的に支援をしている団体全体を、いつも言うように、新しい時代にふさわしい町としての関わり方をする必要があるというのは、うちの役場の中での1つのテーマとして検討をしているところであります。ですから、そういうことの中で多分決めていくことなんだろうというふうに思います。

それともう一つですけど、先ほど担当課長が明確にお答えしましたけれども、原発事故の

ときに食事を提供していただく団体として女性ネットワークを指定はしておりません。訓練のときに、わざわざ唐津のほうからお越しになるものですから、そのときの食事提供はお願いはしたのか、されたんですかね、県のほうからですかね。県のほうからそうやって要請を受けてされておりますし、地域防災会議の中には、食生活改善推進協議会の方々は入っていただいております。例えば、大雨のときの食事提供をどうなのかというふうなことが万が一あったりすることがあるので、それは食改の人たちが入ったりしておりますから、原発事故の避難所になったときの提供の主体として、女性ネットワークにそこまでお願いをするということまではしておりませんので、そこはお間違いのないようにしてもらいたいと思います。

最後の御質問なんですけど、調理器具保管庫の設置というのを女性ネットワークのためにということではなくて、やはり町の安全・安心、また危機管理の中で、やはり避難生活が長くなったりした場合には、そういう場所が必要なんじゃないかという、恐らく前淵上議員の御質問でありましたし、それについては必要性を感じているということなんです。

ただ、この安全・安心についても、今、町もいっぱい宿題があるんです。それこそ今回、B & Gの体育館、また、老人福祉センターの廃止について一定の方向性を示しました。当然そうなると、避難所はどうするのかとか、やっと今回、さわやかスポーツセンターとネイブルに空調がつくようになりましたというふうに、安全・安心ということの中で、もしこの調理器具の保管庫というのを捉えた場合には、実はもっと優先度の高いものがあるものですから、エントリーはさせていただきますけれども、なかなかすぐということにはなりませんということも、非公式には多分御説明をさせていただいていたんじゃないかなというふうに思います。ですから、忘れてはいませんが、すぐすることにはなかなかありませんよねということも申し上げていたんだというふうに思います。

もう最後にしますけれども、そうですね、江北町女性ネットワークの会、現岸川会長、また、前高柳会長も含めて、本当にこれまで江北町の地域づくりにいろんな形で貢献をいただいておりますし、それはやはり共にまちをつくるというふうに自分は捉えておりますし、ぜひこれからもそういう気持ちで女性ネットワークの皆さん方との関わりは続けていきたいと思っております。

以上です。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

町長ありがとうございました。湊上議員の質問に関してはよく理解していたつもりでしたが、より一層説明いただきありがとうございました。

こちらが江北町女性ネットワークの会の所属団体になります。1団体ではなく、これだけの団体の集合体ということになっておりますので、単に1団体という形でお示しさせていただいたわけではなくて、そもそも町のほうから女性の団体の集合体をつくるための女性ネットワークの会だったと認識しておりますけれども、よかったらその辺も課長から説明いただけないでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私なりの認識で申し上げますと、従前は、江北町にある女性団体の言ってみれば、まさにネットワークとして連絡会として立ち上げられたと思いますが、特に、岸川会長が就任されてからは、そういう団体への所属を前提としなくても、個人でも女性ネットワークとして参加ができるというふうにされましたし、先ほど御紹介いただいたように、今は男性の方も御協力いただいていますし、外国人の方も御協力をいただいていますし、さらに言うなら、それこそJAさんはじめ、いろんな企業さん、またイオンさんとかですね、ダイナムさんでもすかね、そうしたいろんな企業さんも含めて、まさに江北町女性ネットワークの会という1つのまちづくりのためのプラットフォームと今はなっているのではないかというのが私の考えです。

以上です。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございます。以前、湊上議員のときにもおっしゃっていたのが、確定的には言えないけれども、財団のほうの補助を使ってでもそのうち始めていきたいという御意思を表明されていたと思うんですけども、その辺の考えは。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

何についてかがよく定かではありませんけれども、我々日々、情報収集をしておりますし、いろんなことをシミュレーションしたり、検討したりしております。ある程度その方向性ははっきりすれば、そうしたことについても公表ということもあるんだろうというふうに思いますけれども、少なくともここで申し上げられるのは、いろんな財源も含めてというか、財源だけではないですけど、やっぱりいろんな情報を収集して、それが活用できないかということは日々考えているということはぜひ御理解をいただきたいと思います。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございます。当時はB & Gの財団の子供の居場所づくりに対する補助というのを考えているというお答えをされておりました。2年半ほどたちましたので、その後、どうなったのかをぜひお聞きしたかったという今回の、特にですね。前向きなお言葉をそのとき述べられていましたので、今回2年半ほどたちまして、形として何かしらしてくださるのではないかと思っただけの質問でありました。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

1つの例として、B & G財団で第3の居場所づくりというふうな補助金を持っておられるので、そうしたことも活用できる可能性があるんじゃないかということを申し上げました。

ただ、これに限らず、実はいろんな活用といいましょうか、財源についても日々当たっております。

ただ、今の時点で、先ほど申し上げたように、この財源を使ってこういうことがということをお願いされないということでもあります。

以上です。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございました。そうですね、想像していたお答えがなかったのがすごく残念に

感じておるんですけれども、子供の貧困対策だけではなく、食事提供だけではなく、子供の居場所づくりとして、町全体の方々の絆を強く考えて動かれている団体の思いをぜひ形にさせていただきたいと思って質問させていただいております。

ぜひ、皆様の年齢も日々上がられていらして、後継者問題も考えていらっしゃると思います。ぜひいろんな資材——一旦ちょっと画像を見ながら説明させてください。

(パワーポイントを使用) こちらがふれあい地域こども食堂のときに、毎回御自宅から車に乗せ、車で持参し、また調理室まで運びというのを繰り返されている物品になります。やはりネイブルだけの調理器具だと足りないんですね。焚き出しをするにも、ガスボンベから全てお借りになっていらっしゃる状況で、荷を車に詰め込む作業のときの映像になります。男性の方々も、本当に地域づくり課の方たちも毎回来てくださっているのは存じ上げておりますけれども、これだけの大量の機材を毎回乗せては下ろし、乗せては下ろしを繰り返されております。本当に防災のことを考えてでしたら、この機材がその場にあればどんなにいいのかと毎回考えさせられます。車も1台には乗り切れない量なんですね。

各団体が集合された女性ネットワークの会でして、それこそ先ほどもおっしゃっていた中の皆様も入られております。できれば、防災を強めるためにも、いざというときにすぐ動けるためにも、全員動けないにしても、いつもその方たち、その女性ネットワークの方たちの動きを見てくださっている皆様が、同じ動きがやはりできるような体制を取っていただけたらと思うんですけれども、今後、地域の防災力を高める重要な担い手を、後継者をつくるためにも、やはり各家庭にあるものを寄せ集めて持ってきてという作業を続けるのではなく、やはりすぐ取りかかれるようにもともととしてくださっていれば、いざというときにスムーズにいくのではないのでしょうか、お願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、議会の冒頭で少し御紹介をしましたし、今回、古賀議員のほうから町営タクシーの関係で御質問いただきましたけど、8月2日に江北町で移動支援のチームが発足をしました。これは純粋に、スタート時点ではいわゆる共助というか、完全ボランティアでスタートをされたんですけど、その発足式に私、出席をしたんですよ。やっぱり町も関わらせていただいてというふうなことを言ったんですけど、そのときに、ある方が何て言われたかというと、

いや、自分たちはボランティアでやっているんだと。逆に町に、そういう趣旨で言われたんじゃないかなと思うんですけど、関わられるとですね、我々の純粋なボランティア精神が何か侵されるんじゃないかみたいな感じの懸念を言われました。だから、そうじゃないんですと、やはり一緒にまちをつくっていく、一緒にやはり住民の皆さんの移動手段を確保していくということで、住民の皆さん、そして、役所、そして、願わくば事業者も含めて三位一体でやりましょうということを申し上げたら、納得をしていただきました。

女性ネットワークの皆さん方については、そういう意味では三位というか、まさに先ほど二人三脚みたいな言い方をしましたけれども、やはりそういう、ちょっと人生の先輩に仲間と言うのはおこがましいですけど、やはりまちづくりと一緒に進めるパートナーだという意識でおります。ですから、もちろんそのパートナーとして御要望されていることもよく存じ上げておりますけれども、少なくとも安全・安心の中での取組ということで考えるなら、申し訳ありませんけれども、まだ先にすべきことが実はあるんですよということもぜひ御理解いただけたらなというふうに思います。

ですから、単純に支援する、そして支援される側というようなことは超えている私は存在だと思っていますので、時には一緒に笑い、時には怒られたりして、やっぱりそういうことを繰り返しながら、まさにパートナーとしてこれまで町をつくってきたんじゃないかなというふうに思います。なるべく怒られないようにはしたいというふうに思いますので、ぜひこれからよろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

町長の思いもすごく分かりましたが、今回こそは形としてあらわしてくださると信じ、質問をさせていただきましたので、やはり順番はあるかもしれませんが、本当にこれまでの貢献、多様な関わり、皆様の努力、笑顔あつての江北町、やはり、そうですね、課長の考えももう一度お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

酒井議員の御質問にお答えします。

私も町長と意見は同じであります。

以上です。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございました。これまでもこれからも、ぜひ女性ネットワークの会のことをよろしく願いいたします。

では、次の質問に行かせていただきます。

新築集合住宅に対するごみステーション設置基準の策定を求む。

本町は、県内の住み心地ランキングで、先ほどもお話ありましたが、ランキングで2年連続2位を獲得するなど、生活環境のよさが評価されています。

一方で、近年の新築アパートの増加に伴い、ごみステーションの設置は地域住民の利便性や生活環境に影響を及ぼす課題となっております。

現在、土元地区では16棟のアパートがほぼ完成しているにもかかわらず、適切なごみステーションが未設置で、町への改善要望が寄せられています。

今後、若年層の流入が見込まれる中、ごみステーションの整備は、町の住環境の質を保つために改めて見直すよい機会ではないでしょうか。

1、現在、町として新築集合住宅に対してごみステーションの設置を義務づける条例や指導要綱は整備されているのか、お答え願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

酒井議員の御質問にお答えいたします。

現在、新築集合住宅に対するゴミステーションの設置を義務づける条例はございませんが、江北町クリーンステーション設置基準というものがございます。

この設置基準は、事業者にごみステーションの設置を義務づけるものではございませんが、設置基準に基づき設置することで、町民の利便性の向上、適切な衛生管理、効率的なごみの収集体制が維持されているところでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございました。引き続き、新築集合住宅開発の際に、ごみステーションの設置計画を確認する仕組みはあるのか、お答え願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

皆さんおはようございます。ただいまの酒井議員の御質問にお答えをしたいと思います。

私のほうから、ごみステーションの設置に限らずということで、開発行為の届出ということでお答えをさせていただきます。

町内において、1,000平方メートル以上の土地の開発行為を行う場合においては、江北町開発行為施行要綱に基づきまして、開発者による事前の協議をしていただく必要がございます。

開発行為届出書に、平面図等の開発の概要が分かる書類及び地元関係者等の転用確認書などの書類を添付いただいて提出をいただくことになります。

これに伴いまして、主として道路、排水施設、清掃施設や、そのほか、農業用施設など、公共施設における影響の有無などについて開発協議会を開催しております。

こちらのほうで関係各課と確認の協議を行っているというところでございます。その後、各公共施設の所管課におきまして、おのこの調整を図る仕組みということでございますけれども、このごみステーションの設置に関しましては、町民生活課のほうから答弁をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今日、土元の区長さんもお越しいただいていますし、役員の方もお越しいただいているのは、大変御心配を今されているからだというふうに思います。

今回の御質問は、今回、土元区に開発をされました16棟だったですかね、共同住宅について、ごみ置き場の設置が今の時点でなされていないということで、そのごみ置き場をどうするのかということで、大変地元としても御心配をされているということからの御質問だというふうに思います。

先ほど総務政策課長がちょっと申し上げましたけれども、いわゆる都市計画法という法律があります。ただ、江北町は、準都市計画区域はありますけれども、都市計画区域にはなっておりませんので、直接はこの都市計画法という適用は受けません。都市計画法というのは何のための法律かというのと、やはり計画的な市街地を形成するために、一定規模以上の開発、例えば、分譲とか、マンションとか、店舗とかいうふうなときに許可が必要だということになっているんですよね。ところが、今申し上げたように、江北町そのものはこの都市計画法の適用は受けませんが、それに準じてといいたいでしょうか、先ほど御紹介をいたしました町自身で要綱を定めまして、同じように、1,000平米以上の開発については、町のほうに事前協議をしてくださいというふうになっています。というのも、何でかというのと、都市計画法では、例えば、分譲地なんかでは新たに道路ができます。とか、公園ができたりします。それとか、ごみ置き場もできたりします。こういうものは、その後に分譲される個人に販売される土地ではなくて、いわゆる公共的な土地なんですよ、こういうものはですね。だから、こういう公共的なものというのは、基本的には、その後はそれぞれの自治体が引き受けるという、原則ですけどね、というふうになっています。

だから、独自に道路を造られて、それが狭い道路で、その管理を町でお願いしたいと言われても、町の基準には該当しないんですよ。だから、開発行為を実際する前に、今回の開発行為でどんな道路ができるか、それは町の基準に合致しているか。それとか公園、公園についても、基準を満たす公園ですよ、やっぱり町がきちんとその後引き受けられるような公園かどうかというのも確認をした上で、実は許可を出すんです。だから、許可を出した時点では、そのとおりにできたものは、当然町の基準にも合致するということになっていますし、これは実際、この後、許可どおりに開発ができたか、許可どおりの道路になったかというのは検査もします。そして、検査をして検査済証というのを渡さないと分譲できないんですよ。だから、開発業者もやっぱりきちんと造らないと商売できないということなんです。それと同じような仕組みを江北町では、この要綱を定めて、そういう法的な制約はありませんけれども、事前に協議をしてくださいという届出としてしていただくので、今申し上げたよ

うな法律のように厳しくではないですけども、事前に開発の中身は教えてくださいねと。そしてそこで、ここはこうしていただきますとか、こうしてくださいねとかいうようなことを済んで、事前協議が済みましたよという、ちょっと言ってみればお墨付きをするわけですね。この開発の事前協議というのがとっても大事なんです。ところが、正直いいますと、今までなかなかここがうまく機能していなかったもので、当時は建設課のほうにあったのを、やっぱり町政全体を見る中で考える必要があるということで、今は総務政策課のほうで持っているんですけど、実際は、道路の関係は、以前は基盤整備課とか、ごみで言えば町民生活課とか、水道だったら今、西部広域水道ですけどね。というふうに、関係課の意見を取りまとめて、そして、それを調整して事前協議の完了ということにするべきなんですけど、本当に今回、土元の皆さん方に御迷惑をおかけしたのは、この事前協議がきちんと完了せぬまま、というか、協議が整わないままに事前協議が完了したということでお返しをしてしまったのが問題だと思います。もちろん、全てが決まらないことでもあるんですよ。ただ、今回、例えば、完成までにはここははっきりさせることとかいう条件ももちろんつけたりしますが、今回、そういう意味でいけば、本当だったら、やっぱり事前協議を受けて、その時点でこのごみ置き場を置くのか置かないのか、置くとしたら、新たに置くのか、地域にお世話になるのか、実はそういう調整までしてから本当は実施すべきだったんですが、そのままお返しをしてしまったもんだから、実際もう建っています。10月からですかね、入居も開始という段階になって、地元のほうはあそこに建設されているけど、ごみはどこに出すんだろうかと多分御心配になっていたし、なかなか建ってしまってから事業者にも、もちろん今からも言いますけれども、なかなか言えないんですよ、それがやはり我々行政の1つの武器なんです、本当は。それをやっぱり今回うまく使えなかったなという反省をしております。

今回、お越しいただいて大変御心配いただいて、まだ調整進んでいないんですよ。ここは事業者、そして地域の皆さんの中に町が入って、しっかり解決をさせていただきたいというふうに思っています。

なので、多分この後、条例がとかいうふうな御質問があると思いますけれども、条例云々というよりも、法律ほど厳しい縛りはありませんけれども、それに準じて、もともと持っている仕組みなんですよ。ただ、この仕組みをきちんと我々が使うことができなかったというのが大きな反省点であります。本当に御迷惑をおかけしたなというふうに思っています。ただ、まだこれからリカバーはできる。リカバーする必要があるというふうに思っております。

ので、町がしっかり責任を持って関与をさせていただいて、この問題については終始をさせていただきたいというふうに思います。重ねておわびを申し上げます。本当に申し訳ございません。

○井上敏文議長

酒井議員、あと5分ですので、あと3、4、5、これを一遍に質問をしてください。

○酒井明子議員

はい。ありがとうございました。設置後の管理責任について、オーナー、管理会社、町の間では曖昧なケースが見受けられます。これは江北町として書いたわけではなくって、全体的にそういうことがあるということで書いております。町として、設置後の維持管理やルール周知について、どのような指導、支援を行っているのか。

そして4番、引き続き、今後の対応として、新築集合住宅に対するごみステーションの設置の事前協議制度の導入、これはあるとおっしゃいましたが、設置基準を明文化したガイドライン策定、条例制定について、町の考えをお願いいたします。

そして最後に、土元地区では新築集合住宅のごみステーションは、その敷地内へ設置するよう要望が寄せられています。今後の対応についてお答え願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回の件については、先ほど申し上げましたとおり、重ねておわびを申し上げた上で、町として責任を持って関与をして、きちんと事態の收拾をさせていただきたいと思っています。

実は、このごみ収集の在り方というのは、町も1つの大きな曲がり角に来ています。なぜかという、以前からある集落は、この集落の中の一つ、ごみ集積場があって、特に今、高齢化が進んでいる中で、中にはリアカーでそこまでわざわざごみを捨てに行かなければならない光景があちこちで見受けられます。

その一方で、分譲地は、分譲地ができるごとに、その敷地の中にごみ集積所ができて、そうすると、我々も集積する箇所もちろん増えます。ところが、ここはさっき言ったように、自宅の近くに分譲地ができて、ごみ集積所があるから遠くの集積所まで行かなくてもそこに捨てればよいとはなっていないんですよ。逆に言うと、既存の集落のところに、ごみ集積所があるのに、わざわざ新しい分譲地ができるからといって、ごみ集積所を造る。うちも実

は委託をして集積をしてもらっているんですけど、回収が増えれば増えるだけもちろん委託料も増えるんですよね。それだったら、いやいや、今回集積所を造るのであれば、もしかすると協力金でも町に頂いて、地元と話を調整して、もし空きがあるんだったら、もうわざわざ新しく造らないで、こちらにしたらどうですかというようなことが、まさに事前協議の中でなされるべきことだというふうに思いますし、よく、最近はあまり言わなくなったですけど都市化と過疎化、これがやっぱり両方やってきている中で、そのごみの捨て方についても、実は大分違いが出てきているなということは認識をしております。

今年からプラスチックごみの収集をしましたですね。今、3割ぐらい実はプラスチックごみの量が増えて本当にありがたいと思うんですけど、ただですよ、燃えるごみの中に出していたら、近くのごみ置き場に出せていたけれども、プラスチックごみとして出す場合は遠くまで持っていけないといけない。もしかするとそういうことも、プラスチックごみがもっと本当は集まる可能性もあるんじゃないかというふうに思っています。

本当は、この4月にプラスチックごみの収集とあわせて、町のごみ収集体制全体の見直しをしようと思っていたんですけども、これには少し時間がかかるものだから、今回この4月からプラスチックごみの収集は先にさせていただきましたけれども、先ほど御質問いただいたことも含めて、やはり新しい時代の新しい仕組みづくり、新しい時代におけるごみ収集、ごみの捨て方、その場所も含めて、これの仕組みをつくるべく、今中で準備をしております。できれば、来年の4月から、皆さんがもっと今よりも、捨てやすいと言うと少し語弊があるかもしれませんが、公平性があって、しかも持続可能なごみの収集体制ということを打ち出すべく今準備をしておりますので、せっかくの機会でありましたので、そうしたことについてもここでお知らせをさせていただきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

最後に課長、何か述べていただきたいんですけども。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

酒井議員の御質問にお答えいたします。

今後の対応でございますが、町長も申し上げていたとおり、町としましては、早期ゴミステーションの解決に向けて、最後まで、私も責任を持って、地元の皆様及び事業者と調整を図っていきたいと心より思っておりますのでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

酒井議員、時間ですのでまとめてください。

○酒井明子議員

はい、どうもありがとうございました。

それこそ本当に町長おっしゃったように、江北町は環境問題に最先端というか、ほかの自治体に先駆けて取り組んでいらっしゃるの、先進的に取り組んでいらっしゃるの、入居者に対して今後、これまでも心地よい町であってほしいので、遵守して取り組んでいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。終わります。

○井上敏文議長

1 番酒井明子議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開11時5分。

午前10時55分 休憩

午前11時5分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

会期日程により、総括審議、委員会付託となっておりますので、逐次議案の審議に入ります。

お諮りいたします。議案第42号から議案第46号までは令和6年度会計の決算認定であります。つきましては、江北町議会委員会条例第4条の規定に基づき決算特別委員会を設置し、審査することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、令和6年度会計の決算審査については決算特別委員会を設置し、審査することに決しました。

しばらく休憩いたします。議員の皆さんは控室にお集まりください。再開11時10分。

午前11時6分 休憩

午前11時10分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、江北町議会委員会条例第5条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。

決算特別委員会委員の選任については、配付しております名簿のとおり議員9名を委員としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員は、議員9名と決しました。

次に、江北町議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、決算特別委員会の委員長及び副委員長が先ほどの休憩中に委員会において互選されておりますので、報告いたします。

決算特別委員会委員長に土渕茂勝議員、副委員長に江頭義彦議員、以上のとおり互選されました。

それでは、議事日程により、逐次議案の審議に入ります。

日程第2 議案第33号

○井上敏文議長

日程第2．議案第33号 江北町職員の育児休業等に関する条例及び江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

議案書の3ページです。18条の中の部分休業をしている職員の給与の取扱いというようなことで、1時間となっていますけど、この説明をお願いしたいなと思っています。部分休業の取扱いの説明を。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

部分休業をしている職員の給与の取扱いということでございますけれども、職員が部分休業を行う場合には、部分休業については無給になりますので、部分休業の部分には無給ということで規定をしているところだと思います。

○井上敏文議長

8 番西原議員。

○西原好文議員

無給ということでしょうけど、この内容を読んでいると、給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給するとなっている。この説明をちょっと、1時間当たりの減額の説明を。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

職員あたりの給料の月額がございまして、その月額を基にして1時間当たりの単価を算出するわけですが、その1時間当たりの単価を減じてということです。（「月給の分の1時間当たりの単価を減額して支給するということ。分かりました。了解です」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第33号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第3 議案第34号

○井上敏文議長

日程第3．議案第34号 江北町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

これは住民登録者でない者の情報管理するための改正ということになりますけれども、町内に住民登録者でない方は何人おられるのか。

○井上敏文議長

答弁求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

ただいまの土淵議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回、住登外者についての条例改正ということでございますけれども、役場の中に業務がいろいろございますけれども、その業務ごとで住登外者の登録というのを今現在やっているところでございます。これについて、おおむね延べの人数になりますけれども、その業務ごとで件数を洗い出したところ、おおむね延べ人数で5,780名の方が住登外者の登録を今現在しているという状況でございます。

以上です。

○井上敏文議長

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

これは全部でそうだということですね。了解しました。

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第34号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第4 議案第35号

○井上敏文議長

日程第4．議案第35号 江北町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

参考資料の4ページです。今回、新たに選挙用のビラとポスターの作成の単価は見直しをされたということですが、前回の選挙のときから私もちょっと業者のほうにお願いをして、ビラの作成だとかポスターの作成をお願いしたんですよ。最終的に作成費用の請求あたりは、業者の方が役場のほうに直接請求書とか出されるわけですね。ですから、基本、私たちにこの金額のどうのこうのじゃないという理解でよろしいですかね。基本、業者が何枚作ってくれ、例えば1,600枚ビラを作ってください、ポスターを54か所ですかね、作ってくださいという中で、ある程度の金額は役場のほうに出してくださいというようなことで、この金額をうちのほうをお願いするほうからこの金額になりましたよというようなことで、業者に説明していいですか。そこら辺が分かれば。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

立候補された方の証明というか、そういったものがようになります。ここの事業者にお願いしますよということで、そういったことで届出をされた方が、ここの事業者にビラの印刷とかポスターの印刷をお願いしますので、この分をお願いしたいという届出に基づいて、業者のほうと直接やり取りをするということになりますので、その作られた枚数等に応じて金額等は全部変わってくると思いますけれども、単価が今回変わるというだけのことになります。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第35号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第5 議案第36号

○井上敏文議長

日程第5．議案第36号 江北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

これも参考資料の中の5ページ、6ページでお願いしたいんですけど、6ページの今回、電子たばこの件でちょっとお尋ねです。

約1本当たり5円程度の開きがあることに対して、2段階に分けて徴収されるということです。当初予算で20万本ばかりの、どこでそういう数字が出たのかなと思って、20万本ばかりの増で、今年度のたばこ税についても増額でした。今度この改定によってどの程度町の収益が増えるのかなということで分かればお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

西原議員の御質問にお答えいたします。

令和6年度の実績を基に試算したところでございますが、今回のたばこ税の見直しに伴いまして、令和8年度のたばこ税の税収は令和6年度に比べ約600万円増となる見込みでございます。

以上でございます。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36

条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第36号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第6 議案第37号

○井上敏文議長

日程第6．議案第37号 ネイブル空調設備設置工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

議案説明の折にもちょっといろいろお聞きしました。この参考資料の中の7ページ、8ページに今回の入札の結果あたりも上がっております。

まず1点お聞きしたいのは、前回不落になったときの業者と同じ業者で今回落札されているというのを聞きました。建築主体のほうが大きいからということでしたけど、割合として建築主体の基準というのがあるのか、そこら辺が分かればお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

議案の説明の折にもお話をさせていただいておりますけど、主たる工事割合というのが、おおむねの数字になりますけど、建築一式で53%、そして管工事で43%、電気設備で4%というようなところでありますので、主たる工事の割合が建築一式が大きいということで発注をしているということでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

建築主体が53%、管工事で43%、ここで入札に関するあれがあると思うんですよね、審議会というか、指名委員会か。指名委員会でそういったパーセントまでの提示とかなんとかの

協議は実際されたものなのか、そこら辺が分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

設計のほうで上がってきたところで、建築一式のほうが工事割合が多いということでありましたけれども、このパーセントを指名委員会には出しておりません。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

今回、私も管工事の方から、実際いろんなところで、こういった空調設備の工事をしていきますというようなことで、どうして指名に入れないんですかねといった相談を受けました。今回、建築主体のほうが多かったということであれば、やっぱり指名委員会の折にはそういったパーセントあたりの提示をしておかないと、後だって私たちのように、いろんな勘ぐりをする中で、説明がつかないと思うとですね。本来、よその地区でそういった工事ができているのに江北町の工事ができないというのは、私はおかしいと思うので、そこら辺が、今回、建築主体で53%の割合、全体で言えば半分以上の割合を占めているから、建築主体工事にしましたというような説明を、そういった管工事の不服を持っている人たちにも、ちゃんとこういった説明をして、こういったことでしたからというような説明ができるような体制を取っておかないと、やっぱり町内に業者がいて、自分のところはなぜ指名委員会に呼ばれないのかと疑問を持たれるので、そこら辺はちゃんとした説明材料というか、を提示することも必要じゃないかなと思うんですけど、そこら辺どうでしょうか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今日の新聞やったですかね、隣町の件がまた載っていました。今回は職員ということでしたけれども、職員はもちろんですけど、私自身もそうしたことについては、意を払っておかないと、どこで何を言われるか分からないなというふうに思っております。

指名委員会そのものは、副町長が主催をしてくれておりますから、当然自分抜きで厳正に

そうした協議を進めてくれているということです。今御質問いただいたように、その割合まで指名委員会の中で共有できるかどうかは確認をしてもらう必要があると思いますが、落札できなかった原因というのは、御存じのとおり、それに先立って発注をしたさわやかスポーツセンターの空調工事については、逆に建築主体ではなかったものですから、そうした管工事の事業者で入札をしたということなので、あっちのことは言わんで、こっちはというのもちっと違うなというふうに思うし、少なくとも我々も恣意的にならないように、それこそ業務支援も受けていますし、そうしたことの中で、やはり客観的に説明ができる材料としてはしっかり持っています。そうしないと、逆を考えてみたら、何で普通の空調と違って、あれだけ大きな施設の空調設置なのに今後は逆に何で管工事なのかと言われたときに我々説明する材料がないわけですね。どっちが主体だったのかと言われたときに建築が主体だったんですけど、でもこれは言えないので。ですから、そこは今回御理解いただいたと思っています。

あとはその中での共有というか、仕方については、また副町長がトップでやってくれていますから、そこはしっかりまた慎重に検討させていただきたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山下副町長。

○副町長（山下宗人）

指名委員会のほうを一応代表しているものですから、あのときの経緯で申し上げますと、まず1回目に指名業者を考えるに当たって、管工事あるいは建築主体と考え方があると。そうしたときに、これだけの大きな工事というのが果たして管工事なのか、それとも建築一式で考えるべきなのか、そこは我々も非常に判断が難しいところもあるので、設計業者のほうにもアドバイスを求めました。そうした中で、先ほどあったような割合が示されて、指名委員会においてはその割合こそ、総務政策課から出ませんでしたけれども、指名業者の考え方について、こういうことで建築主体の割合が高いので、これこれの業者を選定させていただいておりますという説明を受けた上で、指名委員会のほうで決定をしたところでございます。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

実は同様のケースがあったのが、みんなの公園の整備のときにも、あそこも土木もあれば、

建築もあると。そのときも主たる工事がどちらかという、同じような判断基準でやらせていただいているということであります。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第37号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第7 議案第38号

○井上敏文議長

日程第7．議案第38号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を求めます。9番田中議員。

○田中宏之議員

事業説明の8ページ、お願いします。

これはどこが対象になるんですかね。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

こちらは、ひとのねこども園が行っている、ひとの舎という放課後児童クラブになります。

以上であります。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。8番西原議員。

○西原好文議員

事業説明書の中の4ページなんですけど、私が今回一般質問しました、桜山公園の遊歩道の整備なんですけど、写真を見ると、計画的に載っておりますけど、本当に全体的というか、

コンクリートが壊れているところの補修だけでなく、全面的に整備されるのか、そこら辺が分かればちょっとお願いいたします。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

西原議員の御質問にお答えします。

全体的な補修ではなくて、モルタルによる補修箇所を35か所確認しております。壊れた部分の補修ということで考えているところであります。ちょっと図面のところが壊れているところの面積が大きかったものですから、塗り潰しが大きくなっておりますけれども、割れているところを補修していくということであります。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

桜山公園を上ってみて、桜の根がコンクリートを押し上げているような状態なんですね。すりつけたときに逆に現状のコンクリートとすりつけを行ったところの段差ができるんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺は十分気をつけておかないと、坂道であったりなんかすると、なかなかお年寄りが足を引っかけてしまって転んだりされると思うので、そこら辺の取付けについては十分配慮していただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

御質問にお答えいたします。

桜の木の根のところも、これからまた成長をしたりして割るということも考えられますので、そこについては十分配慮して補修のほうに取り組んでまいりたいと思います。（「よろしくをお願いします」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

6番土渕議員。

○土渕茂勝議員

同じところですけど、確認ですけれども、ここにモルタル、東側階段補修というところは

身代わり観音のところに下りるところですね。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

御質問にお答えいたします。

身代わり観音のところの階段ということで、行いたいと思います。（「確認できました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。8番西原議員。

○西原好文議員

もう一点、この事業説明の中の9ページ、今回、産業厚生常任委員会でも視察に行かれたというようなことで、安全ポールというか、安全柵ですよ。今回3か所、城ノ井、大西、朽木ですけど、鳴江とか東古川、西古川あたりは、柵は必要なかったのか、お願いいたします。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

御質問にお答えいたします。

東古川については、必要なところはございませんでした。

鳴江排水施設については、国土交通省が管理する施設に開口部があったということで、これは国のほうに要望したいと思います。

西古川は国の施設でありますので、国のほうにこれも要望するということでもあります。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

今回、田中議員のほうからも、今までなかったのが不思議でならないと言われるように、やっぱり危険な作業をされるとき、夜の作業をされるときに必要な安全柵ですもんね。ですから、町がつけるのであれば国交省のほうにも同時期にぜひお願いしたいと。作業されてい

る方も大分高齢者が多くなって、私も夜、ここでのぞいたりしていたら逆にどうするんだろうかと思うようなところが結構あったものですから、町がつけるのであれば国交省にもぜひ同じ時期につけてほしいというようなお願いをしてもらいたいと思いますけど。

○井上敏文議長

西原議員に一言ですが、今の質問は臨鉦ポンプの事業になりますので、その時点で質問をしていただければと思いますが。（「ごめんなさい、すみません、分かりました」と呼ぶ者あり）

流れでありますので、町長。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ちょっと早く手を挙げて失敗したなと思いましたけど、今回、場内排水機場の操作員の方から実は御要望をいただきました。というのは、初めて操作員になられて、やっぱり慣れない方が見ると危ないというのが分かれるわけですね。高齢化ももちろんなんですけど、人を交代したときに、長年やられている方は、ある意味、目つぶってでも行けるぐらい御存じだと思うんですけど、新しくなられた方にとっては、これは危ないぞということだったので、対応策を取らせていただきたいと思いますし、城ノ井から言われたから城ノ井だけということじゃなくて、さっき地域づくり課長が言ったように、ほかの排水機場も、国も含めて全部確認をした上で、町の方は今回やらせていただくということであります。

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第38号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第39号

○井上敏文議長

日程第8．議案第39号 令和7年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正

予算（第１号）を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第１項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第39号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第９ 議案第40号

○井上敏文議長

日程第９．議案第40号 令和７年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第１項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第40号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第10 議案第41号

○井上敏文議長

日程第10．議案第41号 令和７年度江北町下水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

質疑を求めます。８番西原議員。

○西原好文議員

この下水道についても議案説明の折に説明を受けましたが、議案書の42ページ、営業外収益あたりで、今回、２号マンホールポンプの修繕を行ったというようなことでした。今後、

設置してから同じような時期に設置されておりますので、今後の計画として、どの程度マンホールポンプ等の修繕あたりが必要になってくるものなのか、分かればお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課参事。

○町民生活課参事（武富和隆）

西原議員の質問にお答えします。

令和5年にストックマネジメント事業計画を策定しております。今後5年間、令和6年から令和10年までの間にマンホールポンプ場の2か所、令和8年以降は2か所整備する計画としております。

以上でございます。（「2か所ですね、了解です」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第41号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第11～第15 議案第42号～議案第46号

○井上敏文議長

日程第11. 議案第42号 令和6年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15. 議案第46号 令和6年度江北町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでは、既に決算特別委員会に付託し、審議することと決しておりますので、ここでの審議は省略したいと思います。

しばらく休憩いたします。再開11時50分。

午前11時42分 休憩

午前11時50分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

休憩中に各常任委員会及び決算特別委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。大島議会事務局長。

○議会事務局長（大島浩二）

それでは、各常任委員会及び決算特別委員会に付託されました議件案について朗読いたします。

令和7年9月議会定例会委員会付託議件（案）

○総務文教常任委員会付託分

議案第33号 議案第34号 議案第35号 議案第36号 議案第37号

議案第38号 歳入全部 歳出のうち 款1 議会費 款2 総務費のうち総務政策課、町民生活課所管 款3 民生費のうち町民生活課、こども教育課所管 款4 衛生費のうち町民生活課所管 款10 教育費

議案第41号

○産業厚生常任委員会付託分

議案第38号 歳出のうち 款2 総務費のうち地域づくり課所管 款3 民生費のうち健康福祉課所管 款4 衛生費のうち健康福祉課所管 款6 農林水産業費 款7 商工費 款8 土木費 款11 災害復旧費

議案第39号 議案第40号

○決算特別委員会付託分

議案第42号 議案第43号 議案第44号 議案第45号 議案第46号

以上になります。

○井上敏文議長

朗読が終わりました。

以上のとおり各常任委員会及び決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日の決算特別委員会は9時30分開会となっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、9月19日、本議会の最終日の会議は、町長の公務により、午前10時に繰り下げて開くことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時52分 散会